

2023 年度 所定疾患施設療養費の算定状況

2012 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の疾病を発症した際の施設内での対応について、下記の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げて行きたいと考えておりますので、毎年当ホームページにて前年度の治療実施状況を報告いたします。

●条 件

- ①対象となる入所者の状態は次のとおり。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪（2024 年 4 月改定より追加）
- ②入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定
- ③同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日または 10 日を限度として算定
- ④緊急時施設療養費を算定した場合は併算不可
- ⑤診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載
- ⑥当該加算の算定開始後は、前年度の当該加算の算定状況を報告する

●2023 年度 算定状況

	件 数	治療内容等
肺炎	5 件	診察・胸部レントゲン撮影・血液検査・抗菌剤または抗生物質（投薬） 抗生物質（点滴）・必要時酸素投与
尿路感染症	27 件	診察・尿検査・抗菌剤または抗生物質（投与）
带状疱疹	4 件	診察・抗生物質（投与または点滴）
蜂窩織炎	3 件	診察・抗生物質（投与または点滴）